

# 一般社団法人日本精神科看護協会 研究倫理審査委員会規程

(名称)

## 第1条

本会は、一般社団法人日本精神科看護協会研究倫理委員会(以下「研究倫理審査委員会」という)とする

(目的)

## 第2条

本会は、原則として、日本精神科看護協会(以下、日精看)会員による看護研究が、文部科学省・厚生労働省の策定する「人を対象とする医学系研究に関する倫理指針」、日本医学会連合研究倫理委員会による「学術集会への演題応募における倫理的手続きに関する指針」、日本看護協会による看護研究のための倫理指針等に基づいて倫理的配慮が行われているかどうかを利益相反も含めて審査することを目的とする。

(委員の構成)

## 第3条

本会の委員は、委員長を教育認定委員会より1名、委員は、教育認定委員や学術集会部会等の中、あるいは推薦により2～3名を教育認定委員会で選出し、理事会の承認を得て委嘱する。

2

委員の任期は、2年とするが再任は妨げない。

3

本会は5名程度で構成するが、活動状況に応じて変更できる。欠員が生じたときは、新たな委員を補充することができる。

(委員会の招集及び議長、議事録)

## 第4条

委員会は委員長が招集し、その議長となる。

2

本会は、倫理審査を委員会で行う必要がある場合に開催し、過半数以上の出席をもって成立とする。

3

緊急性の高い議題の場合には、委員長は委員全員にメール審議を求めることができる。その場合、原則として過半数の合意をもって議決するものとする。

4

委員長は委員の3分の1以上の要求があったときは、委員会を招集しなければならない。

5

委員会の議事録を作成し、これに議事の経過の要領及びその結果を記載又は記録する。

(活動事項)

第5条

本会は、第2条の目的を達成するために、次にあげる活動を行う。

- 1) 申請のあった研究計画書の審査及び審査結果の通知
- 2) 再提出された「条件付き承認」の研究計画書の審査及び審査結果の通知
- 3) 結果通知に対する異議申し立ての審査および結果の通知

(研究倫理審査の方法)

第6条

研究倫理審査に関する規定は別に定める。

(秘密保持)

第7条

委員は、審査を通じて知り得た情報の秘密を保持しなければならない。

2

委員及び関係者は、委員会を通じて知り得た情報を利用し、又は他人に漏らしてはならない。

(規程の改正)

第8条

本規程の改正は、会の議を経て、理事会の承認を受ける。

附 則

本規程は、令和6年4月1日から施行する。